第4回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会

議事要旨

1 日 時

令和7年10月28日(火) 午後3時25分~

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室D

3 出席者

公 益 委 員 : 3人 労働者側委員 : 3人

使用者側委員 : 2人(欠席1人)

4 審議事項

特定最低賃金額審議について

- 5 議事要旨
 - (1) 特定最低賃金額審議について

岡山県鉄鋼業最低賃金額について前回に引き続き審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

70 円を提示する。

- ・組織化されていない労働者の初任給については、特定最賃が適用されることから、優秀な人材確保、モチベーションアップのため、賃金アップを図ることが企業の繁栄にも繋がる。
- ・人材確保に向けた取り組みを展開しなければ、労働人口に限りがある中で、賃上げしなければ鉄鋼業の底上げに繋がらない。
- ・影響率についても引上げ額73円とした時も、実質5%程度とみることもでき、抑えることができる。一方で歩み寄りも必要であり-3円の70円を再提示する。

【使用者側の意見要旨】

63円を提示する。

- ・昨年の審議で鉄鋼業最低賃金は、地賃+2円で決着した。今年度地賃 は65円で結審したが、昨年度の先取り分を考慮すると、2年間を通 して同じ幅を確保することとなる。
- ・影響率は10%程度に抑えることができる。
- ・価格転嫁は進んでおらず、特に労務費の価格転嫁は50%程度である。 賃金の急激な上昇には慎重にならざるを得ない。

(2) 労使協議について

労使双方より、労使協議の意向が示され協議が行われた。

その結果について、労働者側委員が代表して 64 円で労使合意が行われたことを報告した。

また、発効日については、法定発効とすることで合意した旨報告された。

(3)全会一致による決議のため報告書が作成され、最低賃金審議会令第6条第5項適用により、岡山労働局長へ答申された。

6 配布資料

- ・岡山県鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書(案)
- ・岡山県鉄鋼業最低賃金の改正決定について(答申)(案)